

調査計画全文

1 調査の名称（☐特定一般統計調査 ☒その他の一般統計調査）

総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳等調査）

2 調査の目的

本調査は、電気事業者における発電端電力量、所内用電力量を発電種別に把握すると共に混焼している燃料種別の発電端電力量の内訳等を把握し、総合エネルギー統計（エネルギーバランス表等）作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（☒全国 ☐その他）

（2）属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☐事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

電気事業法第2条第1項第17号に掲げる電気事業者

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約900企業

（2）報告者の選定方法（☒全数 ☐無作為抽出（☐全数階層あり） ☐有意抽出）

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条に定める発電月報の結果を母集団情報とし、調査実施の前年度において発電実績のある者を全て選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は別添調査票を参照）

① 事業者名、所在地

② 自社発電所の発電種別の発電端電力量、所内用電力量及び送電端電力量並びに発電種別に混焼している燃料種別の発電端電力量

③ 火力発電所における燃料消費量のうち雑用の内訳

〔集計しない事項の有無〕 無☐ 有☒

・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の前年4月1日から調査実施年の3月末日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

☐郵送調査 ☒オンライン調査 (☐政府統計共同利用システム ☐独自のシステム ☒電子メール)

☐調査員調査 ☐その他 ()

[調査方法の概要]

- ・資源エネルギー庁から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して電子メールにより、電子媒体の調査票を送付する。
- ・報告者は、電子メールにより送付された調査票に入力し、民間事業者に電子メールにより提出する。
- ・電子メールによる調査票の送付、回収の具体的な実施方法としては、①報告者から申告のあったメールアドレスに誤りがないことを確認するためテスト送信を行った後、②電子媒体調査票（EXCELファイル）を送信し、③送信元である民間事業者のメールアドレスへの返信により調査票を回収。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保持されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。

民間事業者への委託業務：調査票の配布・収集、督促、疑義照会

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

☐1回限り ☐毎月 ☐四半期 ☒1年 ☐2年 ☐3年 ☐5年 ☐不定期 ☐その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月中旬～7月下旬

8 集計事項

発電種別発電端電力量、所内用電力量、送電端電力量及び燃料種別の発電端電力量、火力発電所における

る燃料消費量のうち雑用の内訳

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 (■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)
- (2) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)
- (3) 公表の期日

調査実施年の11月下旬まで

10 使用する統計基準等

- 使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他 ()
- 使用しない

本調査は、「電気事業法第2条第1項第17号に掲げる電気事業者」を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	6か月	資源エネルギー庁長官官房 総務課戦略企画室長
調査票の内容を記録した電磁的 記録媒体	常用	資源エネルギー庁長官官房 総務課戦略企画室長



提出期限	令和7年7月31日
調査ID	

令和6年度総合エネルギー統計補足調査 (電気事業者の発電量内訳等調査)

経済産業省
資源エネルギー庁

- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
- 報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。
- 電子媒体調査票(Excel形式)によるe-mailでの提出も可能です。希望される場合には、総合エネルギー統計補足調査事務局に連絡してください。

A 1. 送付先

送付先

A 2. 記入者

「送付先」欄と同一の場合はチェックしてください		左の欄にチェックした場合は記入不要です
所在地	☐ 「送付先」と同一	〒 都 道 府 県 (番地・建物名等)
企業名 事業所名	☐ 「送付先」と同一	
部署名	☐ 「送付先」	
役職名	☐ 「送付先」	
記入者 氏名	☐ 「送付先」	
電話番号		- - - - -
e-mail		

A3. 法人番号

※ 貴社の法人番号(13桁)をご記入ください。

----- この調査は、「総合エネルギー統計」作成のために実施するものです -----

●総合エネルギー統計とは？

資源エネルギー庁では、日本のエネルギー需給の実態を定量的に把握し、エネルギー・環境政策の企画立案やその効果の実測・評価・状況判断を支援するものとして「総合エネルギー統計」を作成しています。これは、国際エネルギー機関へのエネルギー需給実績の報告や、国連気候変動枠組条約事務局へ報告するエネルギー起源CO₂排出量の算定にも活用されています。

●この調査の目的

この調査は、総合エネルギー統計の電力に関する部門の値を把握して作成に役立てます。具体的には、貴社の自社発電所における「**所内用電力量**」「**発電端電力量**」「**燃料種別電力量の内訳**」「**火力発電所における燃料消費量のうち雑用の内訳**」を調査し、総合エネルギー統計の一部に組み入れます。

●調査の対象となる事業者の方

この調査は、電気事業法に基づく定期報告のうち、「**発受電月報**」をご提出いただいている電気事業者の方を対象としています。このため、調査項目「C 送電端電力量」は、発受電月報「**第1表**」で報告された「**自社発電量**」(電力調査統計において公表)、調査項目「AA 雑用」は、「**第3表**」で報告された「**火力発電用燃料消費実績のうち雑用**」の年度合計値をプレプリントしています。

----- 調査への御協力をお願いいたします -----

備考欄

--

■ 自社発電所※における1年間の発電端電力量、所内用電力量を燃料種別に記入してください。

※発電月報で報告している自社発電電力量にかかる電力量を記入してください。発電月報の報告対象外の発電所や発電機の方は本調査の対象外です。

・「C 送電端電力量」は、発電月報第1表で報告された「自社発電」電力量で、年度合計値をプレプリントしています。

・各欄へ記入した値については、原則、右の式が成り立ちます。 $A=B+C$

ただし、点検で発電設備を停止している等の理由で $A=B+C$ が成り立たない場合には、備考欄にその理由を記載のうえ、実績値をご記入ください。

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

種別		A 発電端電力量 (10 ³ kWh)	B 所内用電力量 (10 ³ kWh)	C 送電端電力量 (10 ³ kWh)
水力発電所	一般			
	揚水式			
	計			
火力発電所	石炭			
	(バイオマス)			
	(廃棄物)			
	(アンモニア)			
	L N G			
	(水素)			
	石油			
	(バイオマス)			
	(廃棄物)			
	L P G			
	その他ガス			
	(バイオマス)			
	(アンモニア)			
	(水素)			
	(石炭)			
	(L N G)			
	瀝青質混合物			
	その他			
	(バイオマス)			
	(廃棄物)			
	(石炭)			
	(石油)			
	計			
原子力発電所				
新エネルギー等 発電所	風力			
	太陽光			
	地熱			
	バイオマス			
	廃棄物			
	アンモニア			
	水素			
	計			
その他				
計				

プレプリント

備考

- 1 自社発電の電力量の欄には、火力発電所で2種類以上の燃料を混焼している場合には、主要な燃料の欄にこれらを計上すること。主要な燃料が石炭、LNG、石油であって、バイオマス、廃棄物、アンモニア、水素を混焼している場合には、主要な燃料の下欄の「(バイオマス)」 「(廃棄物)」 「(アンモニア)」 「(水素)」 にその内訳を示すこと。主要な燃料が「その他ガス」または「その他」に該当する場合は、主要な燃料の下欄の「(バイオマス)」 「(廃棄物)」 「(アンモニア)」 「(水素)」 「(石炭)」 「(LNG)」 「(石油)」 にその内訳を示すこと。なお、火力発電の燃料種別の電力量の内訳は、次式により発電所別に算出した数値の合計を記載すること。

$$\frac{\text{発電電力量}(10^3\text{kWh})}{\text{「A 発電端電力量」に含まれる、発電所別の電力量}} \times \frac{\text{当該燃料発熱量}(10^3\text{kJ})(\text{発電所別の当該燃料の「消費量} \times \text{発熱量」の合計値})}{\text{消費燃料総発熱量}(10^3\text{kJ})(\text{発電所別の燃料種ごとの「消費量} \times \text{発熱量」の合計値})}$$

- 2 自社発電の新エネルギー等発電所の計の電力量の欄には、風力、太陽光及び地熱の発電量の合計を記載する。また、バイオマス、廃棄物、アンモニア、水素の電力量の欄には、自社発電の火力発電所の欄に記載する発電量のうち、バイオマス、廃棄物、アンモニア、水素に係る発電量を〔 〕を付して再掲すること(Excel版様式に記載する際は数値を入力すれば自動で〔 〕が付されるため、〔 〕は入力しないこと)。
- 3 所内用電力量は、発電所を運転するための付帯設備(発電機制御装置や発電所内の建屋内外の動力、照明等)で消費した電力量。定期点検中などで停止しているが、設備維持のために要した所内用電力のほか、発電設備を廃棄・新設するために要した所内用電力も計上すること。

■火力発電所※における1年間の「火力発電所における燃料消費量のうち雑用の内訳」を記入してください。

※発電月報で報告している「火力発電所における燃料消費量のうち雑用の内訳」を記入してください。
・「火力発電所における燃料消費量のうち雑用」の実績、「その他のバイオマス」「その他ガス」「その他」の燃料種別及び「その他」の単位はプレプリントしています。
・各欄へ記入した値については、原則、右の式が成り立ちます。 AA＝AB＋AC＋AD
ただし、何等かの理由で AA＝AB＋AC＋AD が成り立たない場合には、備考欄にその理由を記載のうえ、実績値をご記入ください。

令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

燃料種別		単位	受入量	消費量 （排出量）	AA			発熱量	月末貯蔵量	棚卸等	備考欄
					雑用	AB 電気事業用 （発電所内消費）	AC 熱供給用				
石炭	湿潤	t			プレ プ リ ン ト						
	乾燥	t									
重油	A重油	kl									
	B・C重油	kl									
	その他重油	kl									
原油		kl									
天然ガス液		kl									
軽油		kl									
灯油		kl									
LPG		t									
LNG		t									
歴青質混合物		t									
木質 バイオマス	湿潤	t									
	乾燥	t									
その他バイオマス											
（プレプリント）		t									
（プレプリント）		t									
（プレプリント）		t									
（プレプリント）		t									
（プレプリント）		t									
廃棄物		t									
廃食油		kl									
残渣油（アスファルト）		kl									
天然ガス		10 ³ m ³									
COG		10 ³ m ³									
高炉ガス		10 ³ m ³									
転炉ガス		10 ³ m ³									
混合ガス		10 ³ m ³									
製油所ガス		10 ³ m ³									
都市ガス		10 ³ m ³									
アンモニア		t									
水素		t									
その他ガス											
（プレプリント）		10 ³ m ³									
（プレプリント）		10 ³ m ³									
（プレプリント）		10 ³ m ³									
（プレプリント）		10 ³ m ³									
（プレプリント）		10 ³ m ³									
その他											
（プレプリント）		プレプリント									
（プレプリント）		プレプリント									
（プレプリント）		プレプリント									
（プレプリント）		プレプリント									
（プレプリント）		プレプリント									

備考
1 「受入量」、「消費量(排出量)」、「雑用」、「発熱量」、「月末貯蔵量」、「棚卸等」の記載は不要です。
2 熱供給事業法に基づく熱供給事業者としての熱供給以外で熱供給を行っていれば「熱供給用」に計上してください。

「総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳等調査）」の実施の必要性

資源エネルギー庁
長官官房総務課戦略企画室

1. 調査の目的・必要性

資源エネルギー庁では、日本のエネルギー需給の実態を定量的に示し、エネルギー・環境政策の企画立案やその効果の実測・評価・情勢判断を支援するものとして「総合エネルギー統計」を作成している。これは、国際エネルギー機関へのエネルギー需給実績の報告や、国連気候変動枠組条約事務局へ報告するエネルギー起源 CO₂ 排出量の算定にも活用されている。

総合エネルギー統計の作成には、石油製品需給動態統計、経済産業省特定業種石油等消費統計、電力調査統計、ガス事業生産動態統計等のエネルギー関係の各種一次統計等のエネルギー生産量、転換量、消費量等のデータを組み合わせて作成している。

総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳等調査）（以下「本調査」という。）は、総合エネルギー統計を作成するために必要となる電力部門の一部のデータであって、現存する各種統計調査、業務統計、業界統計などからは得られないものの把握を目的とする。総合エネルギー統計は国内のエネルギーフロー全体を表すものとして、また、将来の国内のエネルギー需給を見通してエネルギー政策を展開するための基礎データとして用いられるものであり、その完全性を追求するうえで本調査は必要不可欠な調査である。

【政府内において想定される主な利活用】

〔区分〕

■重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料

■基幹統計など重要な統計作成への利用

■国際機関への提供など国際比較上の利用

□その他

〔具体的な利活用〕

- ・ 総合エネルギー統計を作成するための基礎資料

総合エネルギー統計補足調査は総合エネルギー統計を作成するための基礎資料として使用される。これにより作成された総合エネルギー統計は以下のように利活用されている。

① エネルギー・環境政策立案の根拠資料

総合エネルギー統計は日本国内のエネルギー需給全体を表す唯一の統計表であり、一次エネルギー供給量や最終エネルギー消費量、電源構成、エネルギー自給率等、エネルギー政策の検討における重要な指標を把握するうえで必要不可欠である。我が国のエネルギー需給の見通しの作成においても総合エネルギー統計が活

用されるなど、我が国の中長期のエネルギー政策の検討やその進捗把握においても幅広く活用されている。

また、我が国の温室効果ガス排出量の約 85% がエネルギー起源 CO₂ 排出量であるが、エネルギー起源 CO₂ 排出量の実績値は、総合エネルギー統計をもとに算定されており、温室効果ガス排出量の実態把握やその削減に向けた政策検討においても重要な役割を果たしている。

② エネルギー白書の作成での活用

国会に提出するエネルギー白書の「国内エネルギー動向」の章において、国内エネルギー動向を分析してその状況が報告されている。その国内エネルギー動向の状況の把握・分析において総合エネルギー統計が活用されている。

③ 国際エネルギー機関（IEA）への報告で活用

総合エネルギー統計は、IEA への報告に使用されている。IEA の加盟国は自国のエネルギー需給動向の詳細を IEA に報告することになっており、総合エネルギー統計はその報告に用いられている。IEA では加盟各国から報告された各国のエネルギー需給動向を基に「World Energy Statistics」「World Energy Balances」「Greenhouse Gas Emissions from Energy」などを毎年作成して公表している。また、各国からの報告を踏まえて数年に一度該当国を訪問してエネルギー状況について審査をし、提言を行っている。

更に IEA では加盟各国からの報告を踏まえて世界のエネルギー需給見通しを行い「World Energy Outlook」(WEO) を毎年作成して公表している。この WEO は世界のエネルギー情勢が今後どうなっていくかを示し提言を行っていて、他の国際機関や各国政府のみならず民間企業においても利用されている。

④ 国連気候変動枠組条約事務局に報告する我が国の温室効果ガス排出量の算定で使用

気候変動枠組条約締約国は自国の温室効果ガス排出量を条約事務局に報告することとなっている。我が国の場合、温室効果ガス排出量の約 85% はエネルギー起源 CO₂ 排出量が占めており総合エネルギー統計から算定されている。我が国が毎年報告した「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(NID) と「共通報告様式」(CRT) は国連気候変動枠組条約のホームページに掲載されている。

<https://unfccc.int/documents/637879>

<https://unfccc.int/documents/627899>

各国から報告された NID や CRT は気候変動枠組条約締約国会議 (COP) や気候変動に関する政府間パネル (IPCC) における検討や議論のベースとなる情報を提供している。

- ・ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法)」第 9 条に基づく、対象化学物質の環境への排出量 (届出外排出量) の推計に利用 (経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室)